



高額医療費の自己負担限度額を変更

問い合わせ 医療保険課 (TEL 892・0121)

27年1月1日から、70歳未満の人が1か月に支払う医療費の自己負担限度額が下表のとおり、一部変更となります。現在、限度額適用認定証等を持っている70歳未満の国保加入者には、1月初旬までに27年1月1日以降の認定証を送ります。送付する認定証の有効期限は、27年7月31日です(期限内に70歳の誕生日を迎える人の有効期限は誕生日まで、1日生まれの人は誕生日の前月までです)。詳しくは、お問い合わせください。

平成27年1月からの高額医療費の自己負担限度額(月額)

所得区分		適用区分	3回目まで	4回目以降
上位所得者	総所得金額等(※)が901万円を超える	ア	252,600円+医療費が842,000円を超えた場合は、その超えた分の1%	140,100円
	総所得金額等が600万円を超え901万円以下	イ	167,400円+医療費が558,000円を超えた場合は、その超えた分の1%	93,000円
一般	総所得金額等が210万円を超え600万円以下	ウ	80,100円+医療費が267,000円を超えた場合は、その超えた分の1%	44,400円
	総所得金額等が210万円以下(住民税非課税世帯を除く)	エ	57,600円	44,400円
住民税非課税世帯		オ	35,400円	24,600円

※「総所得金額等」は、国民健康保険料の算定の基礎となる基礎控除後の所得金額のことです。



新給食センターを建設します

問い合わせ 学校給食課 (TEL 810・8012)

現在、市立小・中学校の給食は、3か所の給食センターで調理していますが、施設の老朽化が著しいことや効率化を図るため、1か所に移転・統合し、新しい給食センターを建設します。

- 計画概要
- 建設場所 倉治9丁目地内
- 敷地面積 約6,000㎡
- 延床面積 約3,600㎡
- 構造 鉄骨造2階建て

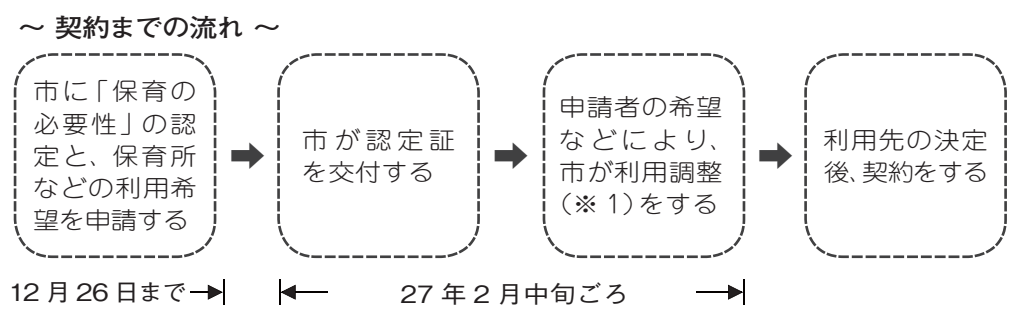


- 処理能力 7,000食(1日)
- 施設内容
- ▽衛生管理の強化⇓下処理・調理・食器の洗浄は壁により仕切るとともに、着替えや手洗い、エアシャワーで徹底した衛生管理を行います。また、水を飛散しにくくして、細菌の繁殖を防ぎます。
- ▽最新調理器具の導入⇓スチームコンベクション(多機能調理器具)により焼き物や蒸し物などに対応し、あえ物機も導入して、より一層おいしい給食を提供します。
- ▽環境にやさしい⇓コーシエネレーション(廃熱発電)や太陽光発電、生ごみの液体肥料化など、環境にやさしい施設を目標とします。
- ▽効率的な施設運営⇓最新調理器具の導入や配送の民間委託により、効率的な運営を目指します。また、コーシエネレーションにより光熱費の削減を図ります。
- ▽災害時の炊き出し拠点⇓複数の熱源(電気・ガス)確保や、プロパンガスに対応した釜の保管により、災害時に約1,500食の炊き出しを可能とします。

27年度市立・私立保育所(園)の入所申し込み

問い合わせ こども園課 (TEL 893・6407)

27年度から「子ども・子育て支援新制度」がスタートし、27年4月から保育所に入所を希望する子どもの保育所などの利用には、従来の利用申し込みに加えて、次のとおり認定が必要となります。**提出書類** 「保育の必要性の認定申請」と「保育所等の利用希望申込」
※現在入所中の人には、保育所(園)から必要書類をお渡しします。また、入所申込中の人には、こども園課から必要書類を郵送します。
提出期限 12月26日(金)まで



※1 利用調整は、ひとり親家庭、生活保護世帯、生計中心者の失業、子どもに障がいがある場合など、優先的に利用が必要である事情を考慮して行われます。

- 利用調整の結果、入所できなかった場合は、欠員が生じたときに限り、27年1月以降に新規申請をした人とともに再調整(2月末締め切り)を行います。3月に利用先を決定します。なお、利用調整の結果、定員などの都合により、入所できないこともあります。
- 保育の必要性の認定 次の事由が、保育の必要性の認定で考慮されます。
- ▽就労(フルタイム、パートタイム、夜間、居宅内の労働など、基本的にすべての就労を含む)
- ▽妊娠、出産
- ▽保護者の疾病、負傷、障がい
- ▽同居または長期入院している親族の介護・看護
- ▽災害復旧
- ▽求職活動(起業準備を含む)
- ▽就学(職業訓練校などにおける職業訓練を含む)
- ▽虐待やDVの恐れがある
- ▽育児休業取得中に、すでに保育を利用している子どもがいて、継続利用が必要である
- ▽その他、前述に類する状態として市が認める場合

副市長に奥野一志さんが就任



26年第3回議会定例会(9月30日～10月24日)で、選任同意された元市理事の奥野一志さん(64歳)が、11月1日付けで副市長に就任しました。
問い合わせ 行政経営室秘書担当 (TEL 892・0121)

消費者相談

～通信販売の海産物購入で1か月後にまた商品が届く～
お問い合わせ 消費生活センター(ゆうゆうセンター1階、TEL 891・5003)

Q 新聞広告を見て、お試し価格の海産物を電話で注文しました。数日後、商品が届き代金を支払いました。ところが、1か月後にまた同じ商品が届きました。思いがけないことで困っています。

A お試し価格は1度きりではなく、続いて2回目以降も購入する

Q 新聞広告を見て、お試し価格の海産物を電話で注文しました。数日後、商品が届き代金を支払いました。ところが、1か月後にまた同じ商品が届きました。思いがけないことで困っています。

A お試し価格は1度きりではなく、続いて2回目以降も購入する

助言 当センターで新聞広告を確認すると、このケースはお試し品を受け取ってから1か月後に、商品が届くセット契約になっていました。広告では、小さな文字の記載を見落としてしまいがちです。通信販売では、商品や価格だけでなく、購入や返品条件をしっかりと確認しましょう。注文後は、広告を保管しておいてください。また、送られてきた商品に同封された書類には、必ず目を通すようにしましょう。



滞納徴収・税込確保 重点月間

問い合わせ 税務室・医療保険課
(TEL 892-0121)

■**税込確保重点月間**
12月は「税込確保重点月間」です。税込の確保に向けた取り組みにご理解とご協力をお願いいたします。
府は、市町村と連携し、滞納者に対する徹底した催告や財産の差し押さえなどを実施し、納期内に納税された人の税の公平性を確保します。
問い合わせ 北河内府税事務所 (TEL 844-1331)

■滞納徴収重点月間

市は、12月を「滞納徴収重点月間」と定め、市税・保険料の滞納者に対して、夜間や休日に電話・訪問による催告の実施を強化します。
市に連絡のないまま滞納すると、財産の差し押さえなどの滞納処分を行いますので、早急に税務室・医療保険課まで連絡してください。
なお、市税(市・府民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税)や保険料の納付には、便利で確実な口座振替(自動払込)をご利用ください。

市税、保険料の休日・夜間納付相談

平日、昼間仕事などで忙しい人はご利用ください。
夜間 12月18日(木)・19日(金)
いずれも午後8時まで
休日 12月21日(日)
午前10時～午後3時
ところ 市役所本館1階〈市税＝税務室、国民健康保険・後期高齢者医療保険料＝医療保険課〉

放課後児童会の 27年度入会申請

問い合わせ 青少年育成課(TEL 892-7721)

放課後児童会一覧

名称	実施場所	住所
○私市児童会	私市小学校内	私市9-5-10
藤が尾児童会	藤が尾小学校内	星田北2-45-1
旭児童会	旭小学校校庭	星田4-18-1
長宝寺児童会	長宝寺小学校内	郡津1-43-1
○妙見坂児童会	妙見坂小学校内	妙見坂7-20-1
倉治児童会	倉治小学校内	倉治1-15-1
岩船児童会	岩船小学校内	森北1-25-1
郡津児童会分室	出屋敷ふれあい館	私部4-11-8
○郡津児童会	郡津小学校校庭	郡津4-13-1
○星田児童会	星田ふれあい館	星田1-49-11
○交野児童会分室	交野小学校内	私部1-54-1
交野児童会	交野小学校校庭	私部1-54-1

会待機となる場合がありますので、ご了承ください。

費用

▽月会費 5000円(同一世帯で2人目以降の児童は2500円)
※減免制度があります。

▽育成活動費 月額3010円(おやつ代など)

申請用紙の配布 下表のとおり

申し込み 1月6日(火)～16日(金)までに申請書類一式を添えて、青少年育成課

※受付時間は、配布時間と同じです。

申請用紙の配布場所と時間(12月3日(水)から配布)

青少年育成課(青年の家)	9:00～21:00 (日・月曜日は17:00まで)
各児童会	13:00～18:15(右表○印の児童会のみ、土曜日8:30～18:15も配布、日曜日・祝日・第4土曜日は休会)

※祝日と12月27日(土)～1月4日(日)・12日(祝)は休館日のため、青少年育成課・児童会とも配布はしません。

税務室からのお知らせ

- ・事業者のみなさんへ
- ・固定資産税の減額

問い合わせ 税務室市民税係・固定資産税係
(TEL 892-0121)

■事業者のみなさんへ

▽**給与支払報告書の提出をお願いします(市・府民税)**
27年1月1日現在、交野市に居住する人に給与・賃金など(専従者給与・パート・アルバイト代含む)を支払った人(給与支払者)は、交野市宛てに、給与支払報告書を提出してください。
提出書類 給与支払報告書(総括表と個人別明細書)
提出期限 2月2日(月)
※e-TAXでの提出も可能
▽**給与からの特別徴収をお願いします(市・府民税)**
個人住民税(市・府民税)

の特別徴収とは、給与支払者が、所得税の源泉徴収と同様に、住民税の納税義務者(給与所得者)に代わって、毎月、従業員に支払う給与から住民税を天引きで徴収する制度です。
地方税法により、原則すべての事業者は、特別徴収義務者として、住民税の特別徴収を行うこととされています。
▽**償却資産の申告をお願いします(固定資産税)**
事業用の固定資産(土地・家屋・自動車を除く)は、償却資産として固定資産税の課税対象となります。
市内で償却資産を所有している人(法人・個人)は、27年1月1日現在の資産状況を申告してください。
提出書類 償却資産申告書(および種類別明細書)
提出期限 2月2日(月)
※e-TAXでの提出も可能
申告対象資産の例
▽舗装路面、門、塀、外構工事、看板、屋外給排水設備など(駐車場・アパート経営)
▽各種産業用機械および装置(土木・建設・医療用など)
▽パソコン、机、椅子、ロッ

	耐震改修工事	バリアフリー改修工事	省エネ改修工事(熱損失防止改修工事)
対象となる住宅	昭和57年1月1日以前に建築された住宅	平成19年1月1日以前に建築された住宅(賃貸住宅を除く)	平成20年1月1日以前に建築された住宅(賃貸住宅を除く)
改修工事の要件	工事内容など 現行の耐震基準に適合する改修工事 工事費用 自己負担額50万円を超える工事	▷65歳以上の高齢者などが居住している ▷廊下の拡幅、浴室・トイレの改良、手すりの取り付け、床の段差解消などの改修工事	▷現行の省エネ基準に適合する改修工事 ▷窓の断熱改修工事(二重サッシ化、複層ガラス化など)、床・天井・壁の断熱改修工事
減額の内容	家屋に係る固定資産税額の2分の1が減額(1戸あたり120㎡が上限)	家屋に係る固定資産税額の3分の1が減額(1戸あたり100㎡が上限)	家屋に係る固定資産税額の3分の1が減額(1戸あたり120㎡が上限)
減額の期間	工事が完了した年の翌年度分のみ		

※土地および都市計画税の減額はありませぬ。また、耐震改修工事の減額は、他の制度と重複適用はできません。

カー、エアコンなどの備品
■**住宅の改修工事に伴う固定資産税の減額について**
左表の要件を満たす住宅の改修工事を行った場合、申告することで家屋の固定資産税が減額されます。
申告書の配布

▽市役所本館1階 税務室固定資産税係
▽ホームページ(http://www.city.katano.osaka.jp/soshiki/zeimu/)
※詳しくは、税務室ホームページか、税務室にお問い合わせください。

臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金

申請受付期間を延長し、1月5日(月)まで

給付金の申請受け付けを1月5日(月)まで延長します。期日までに、申請を済ませてください。

問い合わせ 臨時福祉金・子育て世帯臨時特例給付金給付事業推進室(TEL 892-0121)

■給付金の詐欺にご注意!

給付金を装った振り込め詐欺、個人情報詐取にご注意ください。不審に感じた場合は、迷わず交野警察署にご連絡ください。

▽市や厚生労働省が、ATM(現金自動支払機)の操作をお願いすることや、給付のために手数料などの振り込みを求めることは、絶対ありません。

▽ATMを自分で操作して、他人からお金を振り込んでもらうことは、ありません。

問い合わせ 交野警察署(TEL 891-1234)か、警察相談専用電話(9110)





交野市職員募集

問い合わせ 総務課 (TEL 892-0121)

市の職員を募集します。次の職種は、国籍・性別を問いません。

第1次試験日 1月17日(土)
採用予定日 27年4月1日
募集要項・申込書の配布 12月15日(月)～1月9日(金)
窓口での配布は市役所本館2階 総務課、星田出張所、ゆうゆうセンター1階、市民サービスコーナー
ホームページからダウンロード = http://www.city.katano.osaka.jp/
※申込書は、A4サイズの白色普通紙に黒色インクで印刷してください。
▽郵送で請求は封筒の表に「試験申込書請求」と朱書きし、希望職種を記入した紙

と、郵便番号・住所・名前を記入し、372円切手を貼った返信用封筒(縦23.5cm×横12cmの定型封筒)を同封し、〒576-1850(住所記入不要 総務課01(住所記入不要)総務課)に申し込み 12月15日(月)～1月9日(金)の午前9時～午後5時30分(土・日曜日、祝日、12月27日～1月4日を除く)に、市役所本館2階 総務課

Table with 2 columns: 職種・募集人数, 受験資格. Details for 土木・建築職 (2人程度) including age and education requirements.

※学歴については、平成27年3月卒業見込みの人を含みます。

市の計画にご意見を

問い合わせ 高齢介護課・障がい福祉課 (TEL 893-6400)、健やか総務室 (TEL 893-6405)

27～32年度の市における障がい者施策の基本理念と方向性を明らかにする長期計画と、27～29年度に障がい者支援体制の計画的整備を旨とする福祉計画です。
意見の提出期間 12月24日(水)～1月28日(水)
担当課 障がい福祉課
③交野市子ども・子育て支援事業計画(素案)
27年度に施行される「子ども・子育て支援新制度」に基づき、教育・保育、地域の子育て支援の充実を図るための計画です。
意見の提出期間 12月15日(月)～1月14日(水)
担当課 健やか総務室
■意見の募集について



素案の閲覧場所
▽市ホームページ
▽市役所本館2階 情報公開

コーナー
ゆうゆうセンター1階
意見を出してできる人
▽市内在住・在勤・在学者
▽市内に事業所(事務所)がある人や法人、団体
▽この案件に利害関係がある人や法人、団体
意見の提出方法 意見書(様式自由)に住所、名前(団体名)を記入し、意見の提出期間内に各担当課に、直接持参・郵送(〒576-10034 天野が原町5-1-1)・eメール(①高齢介護課 (kaigo@city.katano.osaka.jp)、②障がい福祉課 (hukusi@city.katano.osaka.jp)、③健やか総務室 (sukoyaka-soumu@city.katano.osaka.jp)、ファクス①(0661-0006)②(0661-0006)③(0661-0006))
※提出された意見の全部が一部を公表することがあります。住所や名前などの個人情報公表はしません。
※個別の回答はしません。

25年度 水道事業の決算

問い合わせ 水道局 (TEL 891-0016)

25年度の水道事業について、お知らせします。
※()内は、24年度との比較です。

業務実績
給水人口 7万8054人 (698人減)
年間総配水量 786万619立方メートル (19万9964立方メートル減、2.48%減)
有収率 97.3% (1.0ポイント減)
有収水量 765万1777立方メートル (26万8194立方メートル減、3.39%減)
経営状況

給水収益 12億1362万2千円(8331万1千円減、6.42%減)
総収益 13億3842万6千円(5113万2千円減、3.68%減)
事業費用 12億1133万1千円(1135万8千円減、0.93%減)
純利益 1億2709万5千円(3977万4千円減、23.8%減)

改良工事
▽東倉治4丁目地内配水管布設替工事
▽松塚地区配水管布設替工事(第2工区)
▽企業団水受水管布設替工事(第2工区)
▽配水池水質モニター取替工事

1立方メートルあたりの費用構成比

Table showing cost breakdown by category: 職員給与費, 支払利息, 減価償却費, 動力費, 修繕費, 材料費, 薬品費, 受水費, その他. Total 156円53銭.

損益計算書(25年4月1日～26年3月31日、消費税抜き、単位:円)

Income Statement table with columns for 借方 (Debit) and 貸方 (Credit), listing items like 水道事業費用 and 水道事業収益.

貸借対照表(26年3月31日、消費税抜き、単位:円)

Balance Sheet table with columns for 借方 (Debit) and 貸方 (Credit), listing assets like 固定資産 and liabilities like 固定負債.

主な実施事業
建設工事
▽梅が枝地区非常用連絡管布設工事



2. 給与の状況②

(4)職員手当の状況				
①期末・勤勉手当の状況(25年度)		③その他の職員手当(26年4月1日現在)		
区分	支給割合		区分	支給内容
	期末手当	勤勉手当		
6月期	1.25月分	0.70月分	扶養手当	配偶者13,000円、配偶者以外1人につき6,500円、配偶者のいない場合の1人目の子など11,000円、16～22歳の扶養親族(子)は5,000円加算
	(0.65月分)	(0.35月分)		
12月期	1.35月分	0.65月分	住居手当	借家(最高支給限度額)27,000円、持ち家で世帯主自ら居住する住宅購入などのため、借入金を償還している場合に購入から5年間は2,500円※制度は廃止しましたが、経過措置として22年度中までに要件を満たした場合のみ支給しています。
	(0.80月分)	(0.30月分)		
※()内は、再任用職員に係るものです。 ※国と同様の支給割合です。				
職制上の段階や職務の級などによる加算措置				
理事・部長級：20% 次長・課長級：15% 課長代理級：10% 係長級：5%				
②退職手当の状況(25年度)		管理職手当		
区分	支給割合		地域手当	
	自己都合	勸奨・定年・その他	「給料+扶養手当+管理職手当」の3%	
勤続20年	23.03月分	28.7875月分	特殊勤務手当	
同25年	32.83月分	38.955月分		
同35年	46.55月分	55.86月分		
最高限度額	55.86月分	55.86月分	時間外勤務手当	
加算措置	定年前勸奨退職者 2～20%			
平均支給額	761万円	2,523万円	休日勤務手当	
※平均支給額は、25年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。				
夜間勤務手当				
正規の勤務時間として、午後10時～午前5時に勤務をした場合、1時間あたり給与額に25/100を乗じた額				

(5)特別職の報酬などの状況(26年4月1日現在)				
区分	25年度支給割合		退職手当	退職手当支給時期
	給料・報酬月額	期末手当		
市長	742,500円	3.90月分	給料月額×30/100×在職月数	任期毎
副市長	700,000円	3.90月分	給料月額×25/100×在職月数	任期毎
議長	621,000円	3.90月分		
副議長	571,500円	3.90月分		
議員	540,000円	3.90月分		



市の人事行政の公平性や透明性をより高めるため、現在の運営状況をお知らせします。今回の内容は概要版です。詳しくは、市ホームページをご覧ください。

人事行政の運営などの状況(概要版)

問い合わせ 総務課(Tel.892・0121)

1. 職員の任免および職員数の状況

(1)任免の状況				
①職員採用の状況(26年4月1日)				
区分	採用人数			
事務職	17人			
技術職	5人			
消防職	4人			
指導主事	2人			
任期付教職員	7人			
合計	35人			
②退職の状況(25年度)				
区分	定年	勸奨	死亡	自己都合他
事務職	6人	3人	—	2人
技術職	2人	—	—	5人
消防職	3人	—	—	—
技能労務職	—	2人	—	1人
指導主事	—	—	—	2人
合計	11人	5人	0人	10人

(2)部門別職員数の状況(単位：人)				
部門	区分	職員数		対前年増減数
		25年	26年	
一般行政	議会	5	5	0
	総務	71	72	1
	税務	24	23	-1
	民生	97	99	2
	衛生	67	68	1
	労働	0	0	0
	農林水産	5	5	0
	商工	4	4	0
	土木	32	33	1
	小計	305	309	4
	特別行政	教育	88	92
消防		73	74	1
小計		161	166	5
公営企業など	水道	23	23	0
	下水道	6	7	1
	その他	26	26	0
	小計	55	56	1
合計[条例の定数]	521	531	10	
教育長除く計	520	530	10	

※定員管理調査による一般職に属する職員数であり、臨時・非常勤職員を除きます。

2. 給与の状況①

(1)人件費の状況(普通<一般>会計決算)	
区分	25年度
住民基本台帳人口(26年3月31日現在)	78,114人
歳出額(A)	246億1,247万円
実質収支	2億9,577万円
人件費(B)	45億5,967万円
人件費率(B/A)	18.5%
24年度の人件費率	19.7%

※人件費には、市長・副市長・議員・各種行政委員の非常勤特別職の給料・報酬を含みます。

(2)職員給与費の状況(普通<一般>会計予算)		
区分	26年度	
職員数(A)	504人	
給与費	給料	18億3,735万円
	職員手当	3億5,373万円
	期末・勤勉手当	6億7,426万円
	計(B)	28億6,534万円
1人あたり給与費(B/A)	569万円	

※職員数・給与費は、26年度の当初予算です。
※職員手当には、退職手当は含みません。

(3)職員(一般行政職)の初任給および経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(26年4月1日現在)				
区分	初任給	経験年数10年	同15年	同20年
大学卒	185,800円	259,500円	294,100円	325,700円
高校卒	155,700円	229,800円	266,800円	299,300円

※22年4月から、上記給料月額2%カットを行っています。





3. 勤務時間その他の勤務条件の状況

(1)勤務時間の状況(26年4月1日現在)	
1週間の勤務時間	1日の勤務時間
38時間45分	7時間45分
始業	終業
午前9時	午後5時30分

※休憩は正午～午後0時45分です。
 ※施設など、特別な勤務形態をとる職場は、始業・終業時間が異なる場合があります。

(2)年次有給休暇の状況(25年度)	
総付与日数	総取得日数
20,159日	6,529日
対象職員数	平均取得日数
534人	12.2日
取得率	※年度途中の退職者や派遣職員などを除きます。
32.4%	

4. 分限・懲戒処分(25年度)

分限処分	
休職など	22件
懲戒処分	
戒告	—
減給	—
停職	—

5. サービスの状況(25年度)

職務専念義務の免除	営利企業などの従事許可
32件	1件

※職務専念義務が免除されるのは、研修や福利厚生事業に参加する場合などです。
 ※営利企業などの従事許可とは、営利企業その他の団体の役員などの地位を兼ねる場合などに、任命権者の許可が必要となるものです。

6. 研修・勤務成績の評定(25年度)

(1)研修の状況			
①総務課主催研修			
新入職員研修	人権研修	コンプライアンス研修	
14人	110人	51人	
階層別研修	環境研修	熱中症予防研修	
132人	133人	20人	
②派遣研修			
大阪府	マッセ大阪	全国市町村国際文化研修所	
1人	79人	4人	
河北研修協議会		その他	
18人		27人	
③各機関などにおける研修			
教育委員会	消防本部	市議会	農業委員会
104人	55人	5人	4人
選挙管理委員会		監査委員	水道局
24人		13人	17人

(2)自己啓発に関する経費助成		
区分	件数	概要
通信教育講座・連続講座修了	13件	各種講座、語学、大学院など
資格取得	25件	幼稚園教諭の教諭免許取得および更新、危険物取扱者、消防整備士など

(3)勤務成績の評定の状況
職員の資質向上を目的に、所属長が職員への指導などを行う中で、職員に対する評価を行い、人事配置や職員の処遇に反映しています。

7. 福祉・利益の保護の状況(25年度)

(1)健康診断の状況	(2)福利厚生の状況	(3)公務災害補償の状況
定期健康診断、有機溶剤従事者健診、VDT作業健診、頸肩腕痛・腰痛検査など	市職員厚生会では、職員とその家族を対象に職員相互の親睦と福祉の増進を目的として福利厚生事業を実施しています。厚生会の事業＝健康管理・増進事業、宿泊利用補助事業、レクリエーション事業など	公務災害申請件数 8件 通勤災害申請件数 2件

8. 公平委員会の報告事項(25年度)

(1)勤務条件に関する措置要求の状況＝該当なし	(2)不利益処分に関する不服申し立ての状況＝該当なし
職員は、地方公務員法により、給与・勤務時間・その他の勤務条件に関し、公平委員会に対して、市の当局により適当な措置がとられるべきことを要求することができます。	分限免職処分にかかる不服申立 職員は、地方公務員法により、懲戒その他意に反する不利益な処分に関して、公平委員会に不服の申し立てをすることができます。